

函建道第21号

北海道開発局函館開発建設部函館新外環状道路（空港道路）事業に係る環境懇談会規約を次のように定める。

平成19年1月15日

北海道開発局函館開発建設部長 福井 孝

函館新外環状道路 環境検討懇談会規約

（目的）

第1条 この「函館新外環状道路 環境検討懇談会」（以下「懇談会」という。）は、函館新外環状道路（空港道路）の事業の推進に当たり、環境影響評価に基づき、地域の特性を十分に反映させ、学識者、有識者及び地域の代表者の方々から多様な意見を聴取するとともに、具体的な環境保全対策を検討し、良好な道路環境を形成することを目的とする。

（組織）

第2条 懇談会は、委員をもって組織する。

2 委員は、国土交通省北海道開発局函館開発建設部長が委嘱する。

3 委員の任期は、1年度を原則とし、委員の申し出がない場合には任期を更新できる。

4 第1条を円滑に推進するため、事業の進捗に応じて具体的な検討を行う「ワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置する。

5 WGの委員は、検討内容に応じて懇談会の委員により組織する。

6 懇談会及びWGは、第1項及び第5項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聴くことができる。

（座長）

第3条 懇談会及びWGには、それぞれ座長を置く。

2 座長は、委員間の互選により選出する。

3 座長は、懇談会及びWGの運営と進行を総括する。

4 座長に不都合があるときは、座長が職務の代行者を指名することができる。

（運営）

第4条 懇談会及びWGは座長が招集する。

（情報公開）

第5条 活動内容は広報することを原則とする。

2 委員は、懇談会を通じて知り得た個人情報、重要動植物種の生息状況など、懇談会が非公開とした情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第6条 事務局を国土交通省北海道開発局函館開発建設部道路課に置く。

2 事務局は、懇談会及びWGの運営に必要な事務を処理する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則 この規約は、平成19年1月15日から施行する。